

特集

世界的にみると、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・イタリアなど、世界191の国と地域のうち、約92%の国が日本の衆議院にあたる選挙権年齢を18歳以上に定めています(平成26年国立国会図書館調査)。さらに、ヨーロッパの国々を中心に、さらに引き下げを進める動きが活発化しており、16歳以上への引き下げが行われている国もあります。今回の引き下

各国の選挙権年齢 (抜粋)

25歳	アラブ首長国連邦
21歳	オマーン、クウェート、シンガポール、マレーシアなど
20歳	カメルーン、 日本(満18歳に引き下げ)
19歳	韓国
18歳	アメリカ、イギリス、イタリア、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシアなど
17歳	東ティモールなど
16歳	アルゼンチン、オーストラリア、キューバ、ブラジルなど

国立国会図書館調査 (平成26年)

げは世界の流れに沿ったものともいえます。

海外の選挙権年齢は どうなっているの？

若者の力を社会・政治が必要としています！

日本は少子高齢化・人口減少社会を迎えています。こうした状況のなか、日本の未来を担う存在である10代の若者にも、積極的に政治に参加してもらうため、選挙権年齢が引き下げられました。

また、より早く選挙権を持つことで、社会の担い手であるという意識を若いうちから培い、主体的に政治に関わる若者が増えることが望まれています。平成27年8月に行われた、埼玉県知事選挙の20〜24歳の投票

率は13・64%でした。埼玉県に住む若者のうち、8人に1人しか選挙に行っていないという現状です。

若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間がかかったりする可能性があります。自分の意思を示すための選挙についてよく知り、私たちの声を政治に、未来に届けましょう。

平成28年6月19日
18歳選挙権がスタートします
特集 私たちの未来は、
私たちの1票から

投

私たちの生活や社会をよりよくするためには、私たちの意見を反映する代表者が必要であり、その代表者を決めるのが選挙です。選挙は、私たちの意見を政治に反映させることのできる最も重要な機会です。私たち一人ひとりが選挙に関心を寄せることで、選挙はもっと身近なものになります。選挙をよく知り、投票に参加して、私たちの1票で私たちの未来を創りましょう。

選挙権年齢が満18歳に引き下げられるまで

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が満20歳以上から、満18歳以上に引き下げられました(平成28年6月19日施行)。

現在、18歳以上20歳未満の方は、全国ではおよそ240万人。この改正により、越谷市では約6500人の有権者が新たに誕生します。大日本帝国憲法制定後、明治23年(1890年)に初めて実施された第1回衆議院議員選挙では、有権者は全人口のわずか1・13%に過ぎませんでした。その後、普通選挙権獲得のための運動や、女性参政権獲得のための運動などを経て、昭和20年(1945年)、満20歳以上の全ての男女が選挙権を有する、男女平等普通選挙が実現されました。

今回の選挙権年齢の引き下げは、この時代以来、約70年ぶりとなる、

選挙資格

20歳以上の男女。

選挙資格

25歳以上の男子。(納税要件の撤廃)

選挙資格

25歳以上の男子で、直接国税15円以上を納めている人。(記名式(公開制)制度)

選挙資格

25歳以上の男子で、直接国税10円以上を納めている人。(記名式(公開制)制度)

選挙資格

25歳以上の男子で、直接国税3円以上を納めている人。

1%

制限選挙制

明治22年(1889年)

大日本帝国憲法制定

2.2%

男子普通選挙

明治33年(1900年)

5.5%

男子普通選挙

大正8年(1919年)

20%

男子普通選挙

大正14年(1925年)

48%

男女平等普通選挙

昭和20年(1945年)

日本国憲法制定

問 選挙管理委員会事務局 ☎ 963-9276

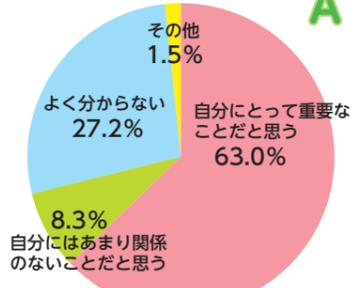
とても大きな出来事です。これまで、多くの先人の努力があったということ、心にとめておかなければなりません。

若者の声

Q 若い世代の投票率を上げるには、どうしたらよいと思いますか？

- A インターネット投票やスマートフォンで投票ができるようにする
- 投票を義務化する
- 若者がもっと政治に関心を持たなければいけない
- 選挙に関する講演会などを開催する
- 投票者にプレゼントや景品を渡す
- 若者向けの政策を多くする

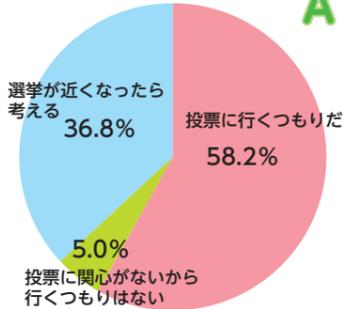
Q 18歳選挙権について、どう思いますか？



選挙出前講座を実施しています

市選挙管理委員会では、選挙を身近に感じ、より積極的に投票に行ってもらえるよう、選挙出前講座を行っています。また、実際の選挙で使用する投票箱・記載台などを、小・中学校の児童会・生徒会役員選挙時などに貸し出しています。希望する場合は、市選挙管理委員会にご連絡ください。

Q 選挙ができるようになったら、投票へ行きますか？



(平成28年2月、越谷西高校の2年生300人を対象に行ったアンケート結果)

特集

7月10日(日) 参議院議員通常選挙が行われます

投票時間は午前7時から午後8時までです。

18歳選挙権がスタートして最初の選挙です。新たに有権者となる方も、棄権することなく投票しましょう。

参議院議員通常選挙の投票は①埼玉県選出議員選挙、②比例代表選出議員選挙の2票です。

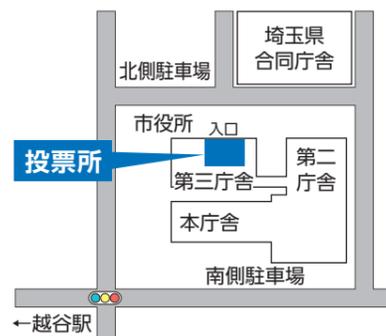
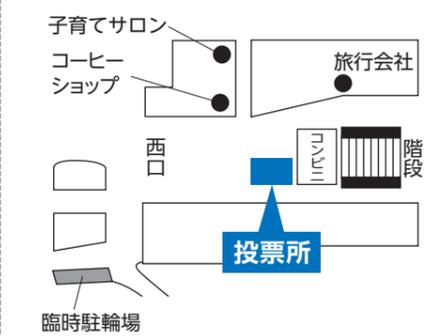
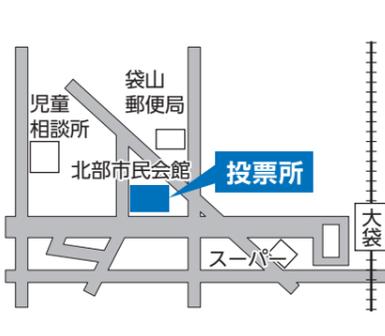
1 票目	2 票目
(投票用紙の色は薄い黄色)	(投票用紙の色は白色)
 投票箱	 投票箱
【埼玉県選出議員選挙】	【比例代表選出議員選挙】
候補者の氏名を書いて投票してください。	名簿に登録された候補者氏名、または政党等の名称等を書いて投票してください。

学校や部活動、仕事や旅行など 用事があって投票日に行けない!

そんな方は…… 期日前投票をご利用ください

投票日当日に用事があって投票所へ行けないという場合、期日前投票ができます。

期日前投票所の場所・投票期間・時間は以下のとおりです。

市役所 (第三庁舎1階会議室) 越ヶ谷4-2-1	新越谷駅 (1階自由通路内) 南越谷1-11-4	北部市民会館 (1階ロビー) 大字恩間181-1
		
6月23日(木)～7月9日(土)、 午前8時30分～午後8時	6月30日(木)～7月8日(金)、午前9時～午後7時 7月9日(土)、午前9時～午後5時	

選挙公報



投票日の2日前までに、世帯ごとに届けられる印刷物。候補者の氏名、政見や公約などが掲載されています。市や県のホームページにも掲載されます。

インターネット・ブログ・SNS等



平成25年のネット選挙運動解禁を受け、選挙運動期間中もホームページやブログ、SNS(フェイスブックやツイッター等)などを利用した選挙運動が可能になりました。

ビラ・パンフレット等



当選したら、どんなことをいつまでに実現させるかなどを、有権者に向けて公表する文書。

街頭演説



駅前や商店街などで、候補者が政見や公約を訴えるものです。

演説会



候補者が開催するものと、政党等が開催するものがあります。

政見放送



候補者や政党等が、テレビやラジオを通して意見や考えを訴えるものです(国政選挙と知事選挙に限られます)。

「誰に投票したらよいかわからない…」そんな方のために、候補者や政党等を選ぶための情報の収集方法を紹介します。

候補者や政党等の情報を集めましょう!

満18歳未満の方は一切の選挙運動ができません。もちろん、インターネットによる選挙運動もできません。

満18歳(有権者)になれば選挙運動が可能です。

友人・知人に直接投票や応援を依頼する

選挙運動メッセージをSNSなどで広める

電話により投票や応援を依頼する

自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む

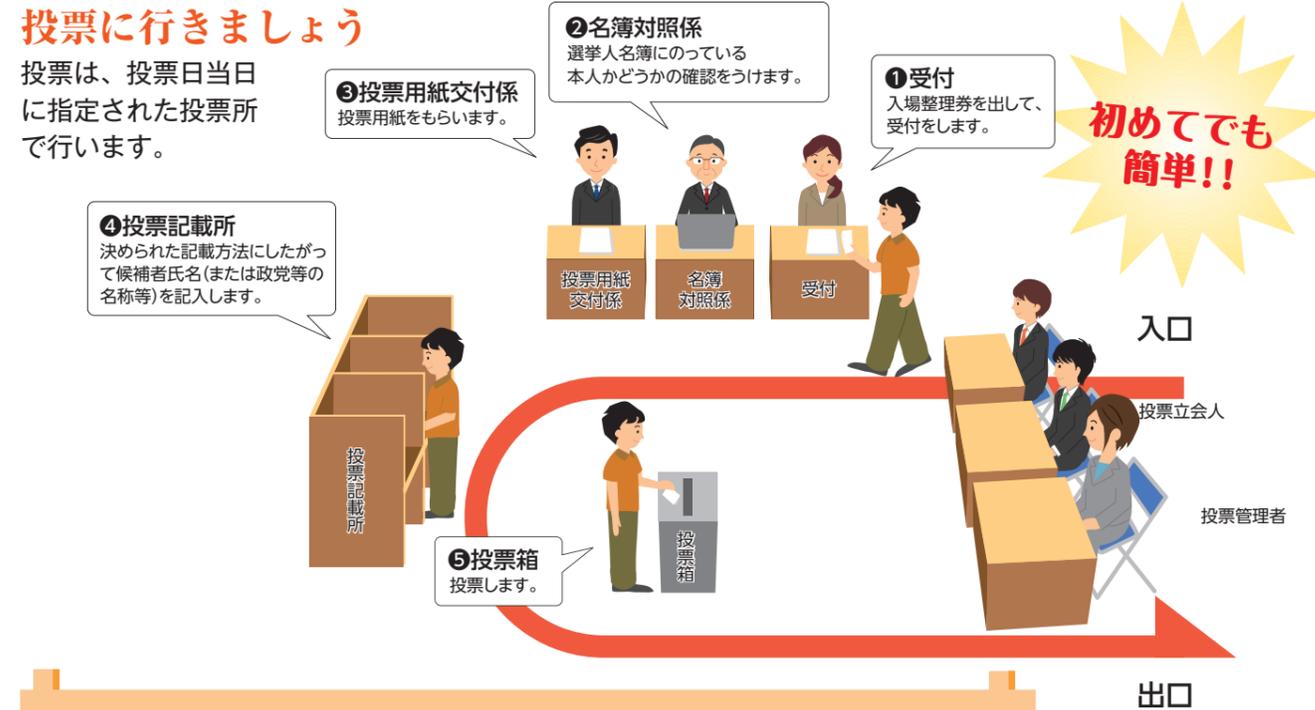
選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する

ただし、電子メールによる選挙運動は候補者や政党等以外の方ではできません。

選挙が公示された日から投票日の前日まで、候補者・有権者は選挙運動ができます

投票に行きましょう

投票は、投票日当日に指定された投票所で行います。



①受付 入場整理券を出して、受付をします。

②名簿対照係 選挙人名簿にのっている本人かどうかの確認をうけます。

③投票用紙交付係 投票用紙をもらいます。

④投票記載所 決められた記載方法にしたがって候補者氏名(または政党等の名称等)を記入します。

⑤投票箱 投票します。

入口

投票立会人

投票管理者

出口

入場整理券をお持ちください!

万が一、なくしたり忘れたりした場合は、本人確認できるものがあれば大丈夫です!

投票時間は、朝7時から夜8時までです。

有権者でない子どもや、補助者・介護者も一緒に入れます。